

富合町合併特例区は

設置の目的

合併による不安を取り除き、地域の特性を生かした住民主体のまちづくりを進めるために設置されました。

設置期間は

平成20年10月6日～25年10月5日までの5年間です。

処理する事務は

- ① 公の施設の設置及び管理 ※下記の施設です。
 - ・富合町健康づくり総合センター（雁回館）・富合町雁回公園
 - ・富合町屋外運動場（富合中学校東側）・富合町老人憩の家
 - ・緑川総合運動公園
- ② コミュニティー関連施策
- ③ 地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承
- ④ 九州新幹線総合車両基地に関連する事務事業
- ⑤ 国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業

特例区区長の仕事は

- ・特例区の代表としてその事務の総理をします。
- ・特例区の職員を指揮監督します。

特例区協議会は

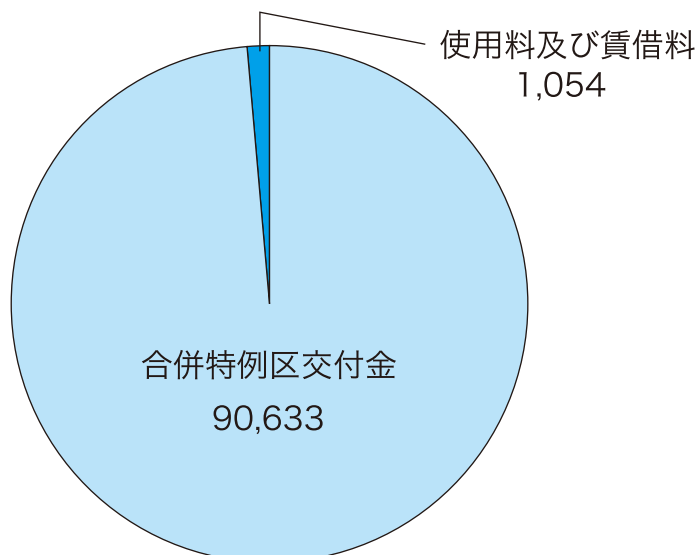
特例区が処理する事務に関し審議し、また、必要に応じ市長、その他の機関または合併特例区の長に対し、意見を述べるなどの権限を有します。

協議会の仕事は

- ・特例区規約の変更に関する同意
- ・特例区予算の同意、決算の同意
- ・地区嘱託員との意見交換
- ・特例区などの行政機関との定期的に意見交換
- ・特例区が実施するイベントへの参加
- ・部会による活動（コミュニティ部会・地域振興部会・広報部会） など

特例区予算

歳入計 91,687 (単位：千円)



歳出計 91,687 (単位：千円)

